

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	稲敷市

稲敷市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 稲敷市地域振興部農政課
所 在 地 稲敷市犬塚 1570 番地 1
電 話 番 号 029-892-2000
F A X 番 号 029-893-1554
メールアドレス nousei@city.inashiki.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス、カモ類・バン類、イノシシ、アライグマ、ハクビシン
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	稲敷市全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
カラス	ブドウ	[0a] 0 (千円)
カモ類・バン類	レンコン	[90a] 6,879 (千円)
イノシシ	水稻	[0a] 0 (千円)
アライグマ	ブドウ、スイカ	[0a] 0 (千円)
ハクビシン	ブドウ、スイカ	[0a] 0 (千円)

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

カラスについて、市内全域で夏から秋にかけて、収穫前の果実に被害が発生しているが、局所的な被害のため、被害として計上できない カモ・バン類について、春の種バス植え付け期に新芽の食害により生育に影響を及ぼし、冬の収穫期にはレンコンへの食害が発生しており、農産物の品質や収穫量を落とす等、1年を通して被害が出ている。 イノシシについて、1年を通して水田の法面、畦畔等の掘り起こし被害が確認されており、被害の多くが金額として計上できない。圃場内への被害については、侵入防止柵が被害対策として一定の効果が出ていると考えている。 アライグマ・ハクビシンについては、被害金額として報告が上がってきてないが、目撃情報や農家からの聞き取りから今後農作物への被害の拡大が想定される。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
カラス	〔 0a 〕 0（千円）	〔 0a 〕 0（千円）
カモ類 バン類	〔 90a 〕 6,879（千円）	〔 72a 〕 5,503（千円）
イノシシ	〔 0a 〕 0（千円）	〔 0a 〕 0（千円）
アライグマ	〔 0a 〕 0（千円）	〔 0a 〕 0（千円）
ハクビシン	〔 0a 〕 0（千円）	〔 0a 〕 0（千円）
合計値	〔 90a 〕 6,879（千円）	〔 72a 〕 5,503（千円）

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	茨城県猟友会稲敷支部に委託し、カラスについては箱わな、イノシシについては箱わな、囲いわな及びくくりわなで捕獲を実施。	猟友会会員の高齢化及び狩猟免許取得者の減少により負担が増加している。 猟友会と連携して人材を育成し、担い手の確保に努める必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	カモについては防鳥ネット、イノシシについては電気柵や金属柵の設置を助成し、各農家で設置をしている。	防鳥ネットの適切な管理がされていない圃場や未設置圃場で被害が多い。 一方で、防鳥ネットの不適切な管理が要因によるカモの羅網被害があるため、防鳥ネットの助成による未設置圃場への設置普及を進めるとともに適切な管理を推進する必要がある。 電気柵の適切な管理がされていない圃場では、電気柵の効果が下がるため、適切な維持管理の指導等の対応が必要である。

生 息 環 境 管 理 そ の 他 の 取 組	農家の被害情報の現地立ち合 いの確認の際に、放任果樹・残 渣の適正処理に対して指導を 実施。	緩衝地帯の整備・藪の刈り払い・ 耕作放棄地の管理等の個人では 難しい対策についての啓発方法 を検討する必要がある。
----------------------------------	---	--

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

①鳥獣被害防止対策に向けて関係機関との連携・強化を図る。
②効果的な時期に有害鳥獣の捕獲を実施する。
③狩猟免許の取得の促進を図る。
④カモ等鳥類の飛来を誘引するレンコン収穫時の残渣の撤去を図る。
⑤増加傾向にある有害鳥獣被害については、補助事業等を活用して侵入防止柵等を設置して防護対策の推進を図る。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

わな及び網を用いた捕獲を実施するため、猟友会支部役員による捕獲隊を市で編成する。
--

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 8 年 度～令和 10 年度	カラス カモ イノシシ	狩猟免許の取得を助成し、猟友会と連携し人材育成に努め、捕獲隊の人材確保を進める。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
① 対象鳥獣の捕獲については、その年度ごとに市内全域の農作物の被害状況や、通年の捕獲実績をもとに、適正に実施する。	捕獲実績 イノシシ 令和 4 年 212 頭 令和 5 年 46 頭 令和 6 年 124 頭 カラス 令和 4 年 73 羽 令和 5 年 39 羽 令和 6 年 43 羽
② カラス・カモの捕獲は、これまでの農作物の被害状況を勘案し設定する。	イノシシの捕獲は、「茨城県イノシシ管理計画」における個体数管理の捕獲目標に留意して設定する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
カラス	100 羽	100 羽	100 羽
カモ	—	—	—
イノシシ	240 頭	270 頭	300 頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
【カラス】 ① 捕獲方法 箱わなによる捕獲 ② 捕獲時期 6 月～10 月 ③ 捕獲場所 稲敷市神宮寺地内 【イノシシ】 ① 捕獲方法 わなによる捕獲 ② 捕獲時期 通年

③ 捕獲場所 稲敷市全域
【カモ】
① 捕獲方法は網による捕獲
② 捕獲時期 通年
③ 捕獲場所 農作物の被害状況を勘案し設定する

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし。

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
稲敷市全域	イノシシ、カモ、カラス、アライグマ、ハクビシンを含む鳥獣 22 種について茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により権限移譲済み。

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
カモ類 バン類	被害状況を勘案し、防鳥ネットの整備を実施する。	被害状況を勘案し、防鳥ネットの整備を実施する。	被害状況を勘案し、防鳥ネットの整備を実施する。
イノシシ	侵入防止柵の機能を効果的にするため適切な維持管	侵入防止柵の機能を効果的にするため適切な維持管	侵入防止柵の機能を効果的にするため適切な維持管

	理、設置指導を行う。	理、設置指導を行う。	理、設置指導を行う。
アライグマ	侵入防止柵の機能を効果的にするため適切な維持管理、設置指導を行う。	侵入防止柵の機能を効果的にするため適切な維持管理、設置指導を行う。	侵入防止柵の機能を効果的にするため適切な維持管理、設置指導を行う。
ハクビシン	侵入防止柵の機能を効果的にするため適切な維持管理、設置指導を行う。	侵入防止柵の機能を効果的にするため適切な維持管理、設置指導を行う。	侵入防止柵の機能を効果的にするため適切な維持管理、設置指導を行う。

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
カモ類 バン類	県・JAと連携し防鳥ネットの適正な管理について指導を行う。	県・JAと連携し防鳥ネットの適正な管理について指導を行う。	県・JAと連携し防鳥ネットの適正な管理について指導を行う。
イノシシ	県・JAと連携し侵入防止柵の適正な管理について指導を行う。	県・JAと連携し侵入防止柵の適正な管理について指導を行う。	県・JAと連携し侵入防止柵の適正な管理について指導を行う。
アライグマ	県・JAと連携し侵入防止柵の適正な管理について指導を行う。	県・JAと連携し侵入防止柵の適正な管理について指導を行う。	県・JAと連携し侵入防止柵の適正な管理について指導を行う。
ハクビシン	県・JAと連携し侵入防止柵の適正な管理について指導を行う。	県・JAと連携し侵入防止柵の適正な管理について指導を行う。	県・JAと連携し侵入防止柵の適正な管理について指導を行う。

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年	カラス	関係機関と協議し、有効な対策の検討をするとと

度～令和 10年度	カモ類 バン類 イノシシ アライグマ ハクビシン	もに、集落全体で放任作物の除去を図り、被害防止に向けて取り組む。 また、耕作放棄地の解消及び農地周辺の環境整備を進め、効率的な鳥獣被害防止対策に努める。
--------------	--------------------------------------	---

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

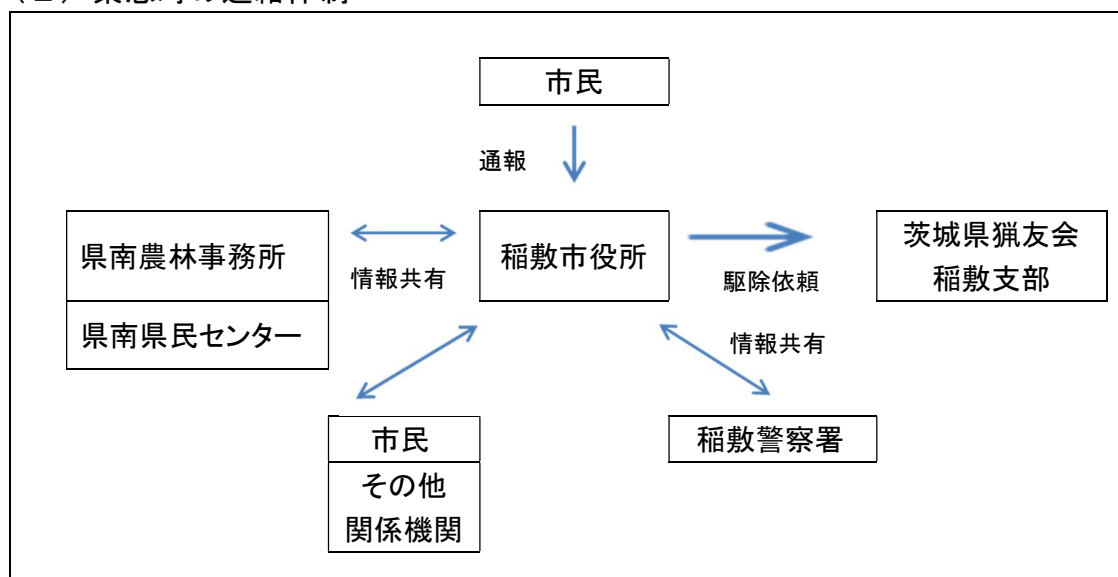
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
稲敷市役所	防災無線・広報車により市民へ周知するとともに、県及び警察署、猟友会と連携した対応を図る。
茨城県県南農林事務所	市と連携し対応を図る。本庁への連絡報告。
茨城県県南県民センター	市と連携し対応を図る。本庁への連絡報告。
茨城県猟友会稲敷支部	有害鳥獣の捕獲と防除方法の指導。
稲敷警察署	市民の安全確保を図る。

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

原則、市の焼却施設にて、関係法令に従い適切に処理する。地形的要因等で持ち帰り困難な場合は埋設処理する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現状利用無し。
ペットフード	現状利用無し。
皮革	現状利用無し。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	現状利用無し。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施

現状取組無し。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

市内の新規な猟免許取得者に対し、講習会・試験手数料分の補助金を交付

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の実施等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	稲敷市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
稲敷市	鳥獣被害防止計画の策定、協議会事務局
J A 稲敷	被害状況等の情報提供
いばらき広域農業共済組合	被害状況等の情報提供
茨城県県南農林事務所 振興・環境室	協議会への防除技術指導 被害調査連携
茨城県県南農林事務所 稲敷地域農業改良普及センタ ー	協議会への防除技術指導 被害調査連携
茨城県県南県民センター 環境・保安課	捕獲許可及び捕獲実施体制の助言
茨城県鳥獣保護管理員	協議会参加・情報提供
茨城県猟友会稲敷支部	協議会参加・情報提供・有害捕獲
被害地域地区代表	有害鳥獣の捕獲及び出没情報提供

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
稲敷警察署	市が有害鳥獣捕獲を実施する際の事前通知

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

農作物の被害の拡大・広域化等の状況を踏まえ検討し、隊編成に備えるものとする。
--

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

本計画に記載のない鳥獣による被害が発生した場合及び被害対策目標

- ① 方法等に重要な変更が生じた場合は、その都度関係機関と協議して計画を見直し、効果的な対策の実施に努めるものとする。
- ② 市町村単独での被害対策には限界があり、近隣市町村との情報を交換、共有し、特に捕獲に関しては広域的な対策を今後検討する。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣市町村との意見交換を実施し、市町村を越えた連携体制の強化を図っていく。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。